

## 赤毛のアン商標無効事件

知財高裁平成18年9月20判決 平成17年(行ケ)第10349号  
審決取消請求事件 棄却 最高裁HP

松 尾 和 子\*\*

### 【要 旨】

原告(X)はモンゴメリーの小説「赤毛のアン」の原題「Ann of Green Gables」を眼鏡類等に商標登録した。被告(Y)はカナダ国プリンス・エドワード・アイランド州政府で、同島は小説の舞台としてアン関連施設等が多い国際的観光地である。判決は、当該著作物の高い文化的価値、それが我が国とカナダ国の友好関係に果たす役割等々から本件商標の登録が両国間の国際信義に反し、両国の公益に反すること、出願の経緯等々の事情を総合判断し、商標法4条1項7号の公序良俗違反とし、同号は、本件商標の登録出願の経緯に社会的相当性を欠くものがあり、登録を認めることが商標法の予定する秩序に反するものとして到底容認し得ないような場合も含まれるとして、商標登録を無効とした審決を維持した。

判決の結論に賛成。7号の解釈に疑問もある。

<参照条文> 商標法4条1項7号

### 【事 実】

X(原告)は制作映画の配給等を業とするカナダ国オンタリオ州法人で、「Ann of Green Gables」の商標を、眼鏡等に登録した。この商

標は、カナダ国の小説家モンゴメリ(「本件原作者」又は「モンゴメリ」という)の著名な小説「赤毛のアン」の原題「Ann of Green Gables」であり、該小説の著作権は1992年消滅した。Y(被告)は、小説の舞台となったカナダ国プリンス・エドワード・アイランド州の政府であり、商標法3条1項柱書き、4条1項5号、7号、19号等に基づき、登録無効審判を請求した。審決は、Xが本件原作者の遺産相続人、Y等の承諾を得ていないから、信義誠実の原則に反し、穏当を欠くこと、本件商標の登録は国際信義に反するという理由で、7号により無効とした。Xは本件訴訟により審決取消を求めた。

### 【判 旨】

請求棄却。

#### 1. 商標法4条1項7号の意義

商標法4条1項7号にいう公序良俗違反の商標には、「①その構成自体が非道徳的、卑わい、差別的、矯激若しくは他人に不快な印象を与えるような文字又は図形である場合、②当該商標の構成自体がそのようなものでなくとも、指定

\* 同志社大学名誉教授 Ryuichiro SENGEN

\*\* 中村合同特許法律事務所 弁護士・弁理士  
Kazuko MATSUO

## ※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

商品又は指定役務について使用することが社会公共の利益に反し、社会の一般的道徳観念に反する場合、③他の法律によって、当該商標の使用等が禁止されている場合、④特定の国若しくはその国民を侮辱し、又は一般に国際信義に反する場合、⑤当該商標の登録出願の経緯に社会的相当性を欠くものがあり、登録を認めることが商標法の予定する秩序に反するものとして到底容認し得ないような場合、などが含まれるというべきである。」「登録商標が特定の国との国際信義に反するかどうかは、当該商標の文字、図形等の構成、指定商品又は指定役務の内容、当該商標の対象とされたものがその国において有する意義や重要性、我が国とその国の関係、当該商標の登録を認めた場合にその国に及ぶ影響、当該商標登録を認めることについての我が国の公益、国際的に認められた一般原則や商慣習等を考慮して判断すべきである。」。その上で、当該商標が公序良俗違反に当たるかどうかは、当該事案に現れた上記①～⑤の具体的な事情を総合的に考慮して決することになる。

### 2. 本件の事実関係

ア. 当事者、イ. 本件著作物が世界的ベストセラーとなり、テレビ、映画、舞台化され、我が国でも有名で、観光旅行客が多いこと、日加文化、外交関係の樹立があるが、著作権の保護期間は経過していること、ウ. カナダでは本件著作物の記念金貨、記念切手の発行等があること、エ. Yの州は世界中に観光誘致活動を行い、全域に赤毛のアン関連の施設や場所が存在すること、オ. 「ANN OF GREEN GABLES」は、カナダ国商標法の下で、商標として登録できない「公的標章」の登録があること、カ. AGGLA（アン・オブ・グリーン・ゲートル・ライセンス・オーソリティ・インク）はYから「公的標章」を譲り受け、本件著作物のライセンス業を行っているが、本件著作物に関する権利の管理等を目的とする官民平等の持

ち分の民間企業であり、営利を追求する一面と、Yが参画した側面では公共目的を追求する団体であり、7号該当性の判断につき決定的事実とはならないこと、キ. X、その関連会社、本件遺産相続人間の取引経緯によれば、Xは、相続人が本件著作物に関する全権利を有することを知っていたが、本件商標と同様の構成を有する出願につき、事実を説明せず信義に反する行為があり、商標出願の経緯に社会的相当性を欠くこと。

### 3. 4条1項7号の該当性

以下、判決の結論に当たる「小括」部分を引用する。「①本件商標は、世界的に著名で高い文化的価値を有する作品の原題からなるものであり、我が国における商標出願の指定商品に照らすと、本件著作物、原作者又は主人公の価値、名声、評判を損なうおそれがないとはいえないこと、②本件著作物は、カナダ国の誇る重要な文化的遺産であり、我が国においても世代を超えて広くしたしまれ、我が国とカナダ国の友好関係に重要な役割を担ってきた作品であること、③したがって、我が国が本件著作物、原作者又は主人公の価値、名声、評判を損なうおそれがあるような商標の登録を認めることは我が国とカナダ国の国際信義に反し、両国の公益を損なうおそれが高いこと、④本件著作物の原題である「ANN OF GREEN GABLES」との文字からなる標章は、カナダ国において、公的標章として保護され、私的機関がこれを使用することは禁じられており、この点は十分に斟酌されるべきであること、⑤本件著作物は大きな顧客吸引力を持つものであり、本件著作物の題号からなる商標の登録をXのように本件著作物と何ら関係のない一民間企業に認め、その使用を独占させることは相当ではないこと、⑥Xないしその関連会社と本件遺産相続人との間の書簡による合意内容などに照らすと、Xによる本件商標の出願の経緯には社会的妥当性を欠く面が

## ※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

あったことは否定できないことなどを総合考慮すると、本件商標は商標法4条1項7号の『公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標』に該当し、商標登録を受けることができないものであるというべきである。』

なお、判決は、「世界的に著名な著作物の題号、主人公名等や、他国の著名な文化遺産や自然資産の名称を含む商標にも登録されているものもある。」というXの指摘を取り上げて、「当裁判所は、本件著作物の著名の程度、当該国と我が国の関係、本件商標と同一の文字からなる商標のカナダ国における法的保護の状況、著作物の文化的な価値等を管理する団体の有無、著作者ないしその承継人との交渉の経緯、当該著作物と指定商品の種類との関係、その他一切の事情を総合して事案毎に判断すべきものであると解した上で」本件について7号該当性を判断したと述べた。

## 【研究】

### 1. 本判決の意義

(1) 商標法4条1項7号(単に「7号」ともいう)に定める公序良俗違反に係る審判決例は近年増加し、さらに拡大する傾向にある<sup>1)</sup>。本判決は、7号の解釈・適用基準に係る従来の判例を踏まえ、特に「国際的信義」に係る7号の該当性の具体的判断事項及び方法を示したものとして評価できる。また、本判決は、従来の判例を全て同一方向に整理総合したものではなく、その意味で将来の課題を示しているといえる。

(2) 公序良俗違反に係る規定はすでに明治32年、42年商標法に「秩序又は風俗をみだり若しくは世人を欺瞞する虞あるもの」として存在した。大正10年旧法から現行法の文言が特許法等にも同様に設けられたが、商標は社会において商品取引に使用されて、はじめてその機能を発揮するから、商標法における当該規定の重みは他の法律と比較すべくもない。

7号に係る審判決が増加している背景には、社会的環境の変化、事業者の意識、価値観の変化等はもとより、ブランド・パワーに目覚めた情報化社会の中で特に顕著なのは、他人の商標、著名人の名称、略称、観光地名など社会的、国際的に承認された名称、他人の著作物のタイトル、キャラクター名など集客力を有し得るブランド候補が多数存在し、それを自己の商標として無断利用しようとする例などが急増していることにあり、本件もその一例である。

民法90条の公序良俗違反については、これら事項を目的とする法律行為の効力が問われるから、支配する法の理念に基づき、当該法律行為の無効の内容や程度を関係当事者の利益を比較考量して決定することが可能である。これに対し、商標法の下では、商標の登録適格の有無が問題とされるから、イエスカノーの答えしかあり得ない。その上登録適格については商標法4条1項に個別の登録適格を定めた限定的規定があり、また、商標制度として先出願登録主義が採用されているため、商標制度の全体系の中で公序良俗論を検討する必要がある。商標の構成態様の違い、社会的、国際的認知度の相違、商標採択の理由及び正当な名称保持者との関係、出願に至る経緯、出願の意図など各事案により様々であるから、公序良俗につき、一律の判断・適用基準を設けることはほとんど不可能であり、旧法制定当時すでに、「本号の適用についてはその寛厳如何に依り伸縮の余地なきにあらず。」といわれていた。7号の適用につき基本的に、広狭両方向があり得るが、本判決は広い方向ではないと思われる<sup>2)</sup>。

### 2. 本判決の立場

#### (1) 7号の意義について

本判決は7号が問題とされる場合(判断・適用基準と言い換えてもよいであろう)を①構成自体が非道徳的等の場合、②社会公共の利益・社会の一般的道徳観念に反する場合、③その使



※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

用が法律違反の場合、④他国(民)を侮辱し又は国際信義に反する場合、⑤商標の出願経緯に社会的相当性を欠き、その登録が商標法の予定する秩序に反する場合、などを挙げている。特許庁の現行商標審査基準<sup>3)</sup>に照らすと、⑤が加えられ、また、①ないし⑤が同列に扱われている。本判決は、[事実]の「3」の7号該当性を判断した「小括」部分において、①本件商標が本件著作物、原作者等の価値、名声等を害するおそれがあること、②本件著作物が我が国とカナダ国の友好関係に重要な役割を有すること、③よって、本件商標の登録は両国間の国際信義に反し、公益を損なうおそれが高いこと、④本件著作物の題号はカナダ国では公的標章であること、⑤本件著作物は大きな顧客吸引力を有すること、Xに独占させるのは相当でないこと、⑥Xによる商標出願の経緯には社会的相当性を欠くこと、などを総合判断して7号の該当性を認定した。具体的には、判断基準④の国際的信義違反の有無に関するものであるが、小括部分⑥は本件商標の出願経緯に関するもので多少異質であり、基準⑤にいう「商標法の予定する秩序に反する」ものとして捉えられている。

**(2) 商標の出願経緯に社会的相当性を欠くものがあり、登録を認めることが商標法の予定する秩序に反することについて**

(ア) 先に知財高判18年1月26日「Kranzle」事件(最高裁HP。以下特記しない場合は、これを指す。)では、関係者が錯綜する複雑な事案で7号該当性が容認された。原告は、被告・ドイツクレンツェル社の高圧洗浄機につきハウスマークとして周知な商標「Kranzle」を無断出願した。判決は、原告は、被告に無断で、被告の販売代理店であることを示す資料のみをもって、被告の同意又は承諾があるとして本件出願行為をし、商標登録を受けたのであり、被告のKranzle標章を剽窃した。「その目的は、本

件商標の排他的効力により日本でのKranzle標章の使用の独占を図ることによって…クランツレ製品の日本国内における輸入、販売を阻止しようとしているのであるから、不正の目的をもって登録出願をしたことは明らか(である)。したがって、本件商標の登録出願の経緯には著しく社会的妥当性を欠くものがあり、その商標登録を認めることは、商取引の秩序を乱し、ひいては国際信義に反するものであって、到底容認し得ない。」と判断した。

(イ) しかし、同じ一般論は、7号該当性を否定する判決にしばしば使用されている。代表例は、平成15年5月8日「ハイパーホテル」事件であり、同名称はエコノミーホテルをパートナーシップ方式で展開するホテル名で、原告はホテルの企画運営をする被告とパートナーシップ契約をし、それが加盟店共通の名称であり、名称の使用には被告の指示が必要であった。判決は、7号を適用した特許庁の異議決定を取り消し、商標の出願から取得に至る行為に不当、不徳義、不正の目的はなく、当事者間の契約関係による私的利害の調整に関わり、7号の問題ではないとして、「7号が…商標自体の性質に着目した規定となっていること、商標法の目的に反すると考えられる商標の登録について同法4条1項各号に個別に不登録事由が定められていること、及び、商標法においては、商標選択の自由を前提として最先の出願人に登録を認める先願主義の原則が採用されていることを考慮するならば、商標自体に公序良俗違反のない商標が商標法4条1項7号に該当するのは、その登録出願の経緯に著しく社会的妥当性を欠くものがあり、登録を認めることが商標法の予定する秩序に反するものとして到底容認し得ないような場合に限られるものというべきである。」と判示した。この判決の前後に一般として同趣旨を明示した判決が多数ある<sup>4)</sup>。

(ウ) 本判決にいう「登録出願の経緯」がど

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

こまでであり、何を指すのか必ずしも明確ではないが、本件では判決の「本件事実関係」中「本件商標の出願経緯」に要約された複雑な事情に係るものと思われる。先のKrenzle事案の出願経緯も相当複雑であるが、7号の適用を否定した判決事案には、同様に複雑なものもあるが、単純な例もある。その上、出願の経緯に関する事項が何故、判断適用基準にいう②又は③の判断の中に含まれないのか理解が困難である。

社会的相当性を欠く登録出願の経緯は、東京高判平成11年11月29日（判時1710号141頁）、「母衣旗（ほろ旗）」事件において「町の経済の振興を図るといふ地方公共団体としての政策目的に基く公益的な施策に便乗して、その遂行を阻害し、公共的利益を損なう結果に至ることを知りながら、…当該施策の中心に位置付けられる「母衣旗」名称による利益の独占を図る意図でしたものといわざるを得（ない）」というのは事案には妥当しないのであろうか。東京高判平成11年12月22日（判時1710号147頁）「DUCERAM事件」は、人口歯用材料につき被告商標DUCERAMを自ら被告に接触し、具体的に輸入準備までしながら無断で出願し、商標の譲渡の申出を拒否し、結局独占供給代理店契約を締結し、国際道徳に反し、国際信義に反するとされた行為にはどうか。その他にも同種の事案が存在する。たとえば、東京高判平14年7月16日「野外科学KJ法」事件は、出願登録が剽窃的行為に当たる場合に係る。

（エ）従来7号の解釈適用に当って、これら商標出願ないし登録に係る不正な意図・目的、悪意の出願、冒用的出願・剽窃的行為は、社会的利益、社会の一般道徳又は競争秩序、国際信義を認定する際に重要な事項として考慮されてきた<sup>5)</sup>。そして、悪性の高い出願又は客観的にみて悪性が明らかな場合については、商標法の精神からみて、それだけで、公序良俗違反概念の適用ができないかという意見が表明されてい

たが<sup>6)</sup>、その位置付けは明確でなかった。本件判決は、これらを「出願の経緯における社会的妥当性」という広い概念で捕獲し、これに「商標法の予定する秩序」という基本理念を被せて排除することを考えたものとみることができるのではなかろうか。筆者の独自解釈でないことを願う。

### 3. 7号と商標法の予定する秩序について

（1）判断・適用基準②にいう社会公共の利益及び社会の一般道徳、③にいう他国（民）に対する侮辱ないし国際的信義に関しても、これら基準の核心は、家族間や近隣間等の秩序ではなく、取引市場において商標登録を道具として有効な競争を行う状況における社会公共の利益、社会の一般的道徳観念であり、また国際社会における信義ないし秩序であり、その維持にほかならない<sup>7)</sup>。

換言すれば、商標を媒体とする商取引市場にあって、社会公共の利益、社会の一般的道徳観念又は国際社会における信義ないし秩序に関する評価、判断は、商標法の目的であり、商標法の基本理念を指導原理として判断するしかないと考える。東京高判平成17年1月31日「コムメクス事件」は「商標法の予定する秩序」を別の観点から、問題とした。この事案の原告は、被告ロレックス社の「ROLEX/comexダブルネーム」の有する時計の人気とダイバースウォッチとしての高性能、信頼性を熟知し、商標登録がなかったことを奇貨として「COMEX」商標を先取りに登録した。原告の販売する時計に「COMEX」を使用すれば、需要者の誤認を招き、そのただ乗りの使用によって「comex」、 「COMEX」の商標に係るロレックス社の信用が毀損され、その希少性と名声が希釈化され、価値が損なわれることになる。加えて、原告は「COMEX」の誤用を正当化する理由として、自ら登録商標を有することをうたっている。「以上のような諸事情を総合考慮すれば、本件

商標の登録を容認することは「商標を保護することにより、商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図り、もって産業の発達に寄与し、あわせて需要者の利益を保護する」（商標法1条）という商標法の予定する秩序に反するものというべきであり、<sup>7)</sup>として、7号該当性を認定した。この判決は、従来考慮された商標取得の不正な意図、悪性だけではなく、真の商標保持者に対する信用毀損、希釈化、原告による社会的に許されない登録商標の使用方法等の事情を総合考慮して、当該商標登録の全体を商標法1条に規定された商標法の予定する秩序の観点から判断して、7号にいう公序良俗違反の商標として登録が許されないと結論したのであって、本件判決が、「本件商標の出願経緯には社会的相当性を欠く面」があることを理由として「商標法の予定する秩序に反する」としたのとは異なる。すなわち、商標法における公序良俗の内容を、商標法1条の商標制度の目的規定に照らし、根本理念に基づいて評価し、判断したのであり、その意味において画期的な判決であったといえる。

(2) この考え方が肯定されるならば、7号の公序良俗に係る規定は、登録阻却事由に関する一般条項としての位置付けが明確となる。判断・適用基準<sup>⑤</sup>は、一基準の入り口に「本件商標の出願経緯」という不明確な概念を持ち込むので、まずその検討を行い、必要となれば、出願経緯以外の別の入り口を追加していくことになる。これに対し、公序良俗の判断構造を商標法1条に基づいて商標法の予定する秩序の理念から評価することなら、公序良俗の内包は統一して充実されることになるのではなかろうか。冒頭に述べたとおり、商標の構成の相違、社会的、国際的認知度の相違、正当な標章所持者との関係、商標採択の事情など事案により様々であるから、7号の公序良俗につき、一律の判断・適用基準を設けることは不可能である。そ

れだからこそ、一般条項が求められ、かつ、これを貫く理念が要求されるのである。この方向は広いものである。

「一般条項への逃避」は危険であるといわれる。商標法4条1項には限定された個別の登録阻却事由が定められている以上、これを超えて商標法の予定する秩序を維持するために要求される場合に7号を適用すべきであるとする考え方は重要であり、前掲平成15年5月8日「ハイパーホテル」事件判決は貴重な警告であるといえる。広く捉えられた7号の適用の在り方に係る将来の課題にほかならない。

#### 4. 著名な著作物の題号等の商標登録の許容性について

本件商標は著名な著作物の題号と同一の構成からなるところ、このような商標は多数登録されている事実を原告は指摘した。これに対し本判決は、日本の商標法が明文をもってこれを禁止していないことを前提に、著名の程度、カナダ国と我が国の関係、カナダ国における当該題号の法的保護の状況等々一切の事情を総合して7号の該当性を判断したのである。特に、本件著作物のような世界的に著名で大きい経済的価値を有し、著作物としての評判や名声等を保護、維持することが国際信義上要請される場合には、当該著作物と関係ない者が行った商標登録は7号に該当すると判断したのであり、正当である。

「書籍の題号は、通例、出所の識別表示として用いられるものではないから、商標として「使用」されるものではなく、ゆえに、登録も認められなければ（3条1項柱書き…）、権利侵害にもならない（25条・37条）というべきである。」<sup>が<sup>8)</sup></sup>、題号が「書籍の題号」としてではなく、商品につき商標として使用される場合には、通常の商標として扱わなければならない<sup>9)</sup>。ちなみに、本件著作物の著作権は消滅しているが、著作権の保護の問題が7号の解釈・適



## ※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

用に直結するものではなく、また本件著作物が取引界において有する顧客吸引力に着目され、それが多大の経済的価値を有するところから、商品につき商標として出願され、使用することが企図されたのである。本判決の考え方は正当である<sup>10)</sup>。

### 5. あとがき

本判決が明らかに示しているように、7号は多角的に解釈・判断・適用されなければならない。その観点からすると、7号の判断適用が1審査官により行われる制度は、優れた審決例が多数存在したとしても、制度として相当ではないといわなければならない。

### 注 記

- 1) 山田威一郎・「商標法における公序良俗概念の拡大」知財管理51巻12号（2001年）1863頁以下、齊藤整・勝見元博「最近の審判決例にみる商標法第4条第1項第7号における公序良俗概念」パテント59巻8号（2006年）54頁以下参照。
- 2) 村山小次郎「特許新案意匠商標四法要義」大正14年4版366, 367頁。
- 3) 特許庁の現行「改正商標審査基準」は平成19年4月1日適用のものである。
- 4) 東京高判平15. 3. 20は設立予定の原告会社名「ハレックス」が、これを知っている被告により商標登録された事案。東京高判平16. 12. 21「HORIZONTALUX」事件は園芸用ランプの商標につき商標の取得に不正の目的はなかったとされ、知財高判平17. 6. 30「ジェロヴィタール」関連4事件も同じである。
- 5) すでに引用した例のほか、たとえば、東京高判平14. 7. 16「野外科学KJ法」事件は、出願登録が剽窃的行為に当たる場合に係り、東京高判平14. 8. 29「カーネギー・スペシャル」2件は、原告がデール・カーネギーの著名性を十分認識し、自己の主要な業務に、その評価を利用する意図で、本件出願・登録をし、不正の目的を有していたことを認定している。
- 6) 前掲注1) 山田威一郎、渋谷達紀「悪意の出願」日本商標協会誌39巻1頁以下。
- 7) 尊優美「公序良俗を害するおそれがある商標」

別冊ジュリスト「商標・商号・不正競争判例百選」（1967年）34頁、13事件は、すでに、その解説において「商標法における公序良俗は、商標法第1条『この法律は、商標を保護することにより、商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図り、もって産業の発達に寄与し、あわせて需要者の利益を保護することを目的とする。』という法の精神により維持される商品流通社会の秩序良俗をも包含するものと解すべきである。」と述べている。

- 8) 田村善之・「商標法概説（第2版）」230頁。公有書籍の題号と商標又は商品等表示との考え方一般については、三山峻司・「パブリック・ドメインに帰した著作物」コピーライト（2007年3）2頁以下、特に17頁、18頁参照
- 9) McCarthy On Trademarks Chapter 10 Literary, Artistic and Entertainment Rights (2006. 9) は、書籍のタイトルは書籍の内容や名称を表示するにすぎないから、商標の登録は拒絶されるが、タイトルが商標として使用されるというのはランナム法43(a)条により保護されるのであり、その条件を詳細に論じている。
- 10) 東京高判平13. 5. 30（判例タイムズ1106号210頁は、昭和42年調味料等につき登録された商標「キューピー」に係り、不正競争防止法に定める不正競争行為に該当するから、7号の公序良俗違反になるとする原告の主張に対し、判決は、これを排斥して、ローズ・オニール創作の著名な著作物の名称を冒用して本件商標の登録を受けてその使用行為が不正競争に当たるとしても、それが7号違反に直結しないことを判断した。この件について長沢幸男・判例タイムズ1125号154頁以下の解説参照。また、前掲注5)の東京高判平14. 8. 29「カーネギー・スペシャル」2件は、原告が、カーネギーの著作権は消滅していたと誤信したという主張に対し、「著作権の消滅は、被告の有する引用商標の著名性、一定の評価の存続とは関係がないことであるから、原告の認識と前記不正の目的とは相容れないものではない。」と判示した。また、東京高判平14. 7. 31は、「ダリ」・「DARI」の商標につき、「ダリ」は平成元年に死亡した超現実派（シュールレアリズム）の第一人者として世界的に著名なスペインの画家サルバドル・ダリ（Salvador Dali）の略称であるが、その死後、本件商標の登録査

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

定時においても、『ダリ』はその著名な略称であったのであるから、遺族等の承諾を得ることなく本件商標を指定商品について登録することは、世界的に著名な死者の著名な略称の名声に便乗し、指定商品についての使用の独占をもた

らすことになり、故人の名声、名誉を傷つけるおそれがあるばかりでなく、公正な取引秩序を乱し、ひいては国際信義に反するもの」として7号が適用された。共通する考え方である。

(原稿受領日 2007年3月26日)

